

## 第59回認定 構造改革特別区域計画の概要

番号	都道府県名	申請主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	特区の区域 の範囲	特区計画の概要	特例措置の番号	特例措置の内容
<b>新規計画7件</b>							
1	山形県	山形県	山形県高度人材育成・確保特区	山形県の全域	本県に存する山形県立産業技術短期大学校及び同校庄内校(以下「産技短」という。)では、実践技術力を身に付けた修了生を県内産業界へ送り出してきた。一方、産業界では経済・産業構造変化に対応するため、技術力に加え、異業種との連携を構築するマネジメント力を備え、新技術開発研究に取組むことのできる高度人材を必要としている。 産技短と県内産業界との共同研究開発等に注力する山形大学工学部が編入学制度にて連携し、産技短修了生を産業界が必要とする高度人材へ育成することにより地域産業の高度化、発展を図る。	836	職業能力開発短期大学校の修了者の大学編入学事業
2	岐阜県	多治見市	多治見市児童発達支援センター 安心安全給食特区	多治見市の全域	多治見市の児童発達支援事業では、幼稚園・保育園と児童発達支援事業所の併行適園を主とした療育体制をとり、園での集団生活により児童が持つ力が十分発揮されるよう支援を行っている。 今般、療育ニーズの多様化等に対応するため、児童発達支援センター新設が決定。新設後も引き続き園での生活を主とすることを想定しており、児童発達支援センターは中核的な施設として更に事業所と連携し児童に対しきめ細かい支援を行うことが求められる。 そこで特例措置を活用し、新設される児童発達支援センターにおいて給食の外部搬入を行い、人件費や調理機器設置等の費用を削減することで、療育サービスの充実を図る。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の承認事業
3	三重県	伊勢市	伊勢わいん特区	伊勢市の全域	伊勢市は古くから「お伊勢さん」「日本人の心のふるさと」と呼び親しまれている神宮が鎮座する観光都市である。 近年、市内の農業者が農福連携で観光産業を盛り上げようと、ワインぶどうを栽培し、地ワインの製造販売を計画している。 地ワインの製造販売は、多様な農業経営スタイルの実現や障がい者の就労環境の創出、観光面においても伊勢の新たな特産物の創出となる。これをきっかけとして伊勢ブランドの価値をより一層高めることに繋げる。 特例措置を活用した酒類の製造販売にチャレンジする農業者を支援し、地域の活性化を図る。	709(710、711)	特産酒類の製造事業
4	兵庫県	神戸市	神戸果実酒・リキュール特区	神戸市の全域	神戸市の西北部には、市域の約3分の1を占める農業地域があり、市の特産物である梨、桃、ワイン用ぶどう等の果樹類やいちごなど多彩な農産物が生産されてきた。また、明治の開港以来、世界各国の多様性を取り込んだ豊かな食文化がある。 特例措置を活用することにより、市の特産物を活かしたマイクロワイナリーやリキュール製造を推進し、地域活性化や食文化の向上を図る。これにより、地域の魅力を高め都市と農村の更なる交流を促進していく。	709(710、711)	特産酒類の製造事業
5	香川県	香川県小豆郡小豆島町	小豆島町果実酒特区	香川県小豆郡小豆島町の全域	小豆島町では、人口13,870人で高齢化率は44.1%(R2国勢調査)と県下で最も高く、過疎化・高齢化による農業の担い手不足や農業所得の低迷、耕作放棄地の増加などの課題を抱えている。 このため、特例措置を活用し、地元のプロデューサーなどが地域の特産物を原料とした酒類の製造に参入しやすい環境を整えることで、魅力的な加工品の製造や新たな地域ブランドの創出、地域経済の活性化を図る。	709(710、711)	特産酒類の製造事業
6	長崎県	南島原市	おいしい南島原ワイン・リキュール特区	南島原市の全域	南島原市とワインの関係性は古くからあり、戦国時代末期に、日本でキリスト教の布教を行う際、殿様や有力者への土産品としてワインが献上されたことが宣教師の報告書に記載されている。 こうした歴史の経緯やぶどう、みかんをはじめとする多様な果実等の生産が盛んな本市の特徴を生かし、それらの特産品を原料としたワイン及びリキュール製造を活性化させるものである。 これにより本市の新たな観光コンテンツを生み出し、観光客が足を運ぶきっかけの創出や滞在時間の延長を図るとともに、農林漁業体験民泊と連携した取組を通して、農産物の栽培や収穫体験、食事や宿泊を通じた交流人口の拡大を図る。	709(710、711)	特産酒類の製造事業
7	沖縄県	那覇市	那覇市こども発達支援センター 給食搬入特区	那覇市の全域	那覇市こども発達支援センターにおいて、本特例措置を活用し給食の外部搬入を実施することで、事業運営の合理化や組織力の向上及び食育を含む療育サービスの向上を図る。 これにより、身近な地域における療育拠点としての機能が充実し、早期支援・早期療育につながることで、本市における児童発達支援体制の更なる充実を図られる。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の承認事業